

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年3月23日

**【会社名】** GMOクラウド株式会社

**【英訳名】** GMO CLOUD K. K.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 青 山 満

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー

**【電話番号】** (03)6415-6100(代表)

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役グループCFO 閑 野 倫 有

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区桜丘町26番1号セルリアンタワー

**【電話番号】** (03)6415-6100(代表)

**【事務連絡者氏名】** 専務取締役グループCFO 閑 野 倫 有

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成28年3月18日の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金14円 総額162,983,184円

ロ 効力発生日

平成28年3月22日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するため、定款の一部を変更するものであります。また、責任限定契約を締結することができる取締役等の範囲を変更するため、定款の一部を変更するものであります。さらに、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

熊谷正寿、青山満、中條一郎、閑野倫有、田中康明、唐澤稔、山田裕一、増田義弘、安田昌史、伊藤正及び稲葉幹次の11名を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

深山智房、水上洋及びGerhard Fasol[ゲルハルト・ファーソル]の3名を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額2億5,000万円以内」（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を「年額3,000万円以内」と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	78,110	208	—	(注) 1	可決 93.12
第2号議案	78,110	208	—	(注) 2	可決 93.12
第3号議案				(注) 3	
熊谷 正寿	77,653	665	—		可決 92.58
青山 満	77,620	698	—		可決 92.54
中條 一郎	77,788	530	—		可決 92.74
閑野 倫有	77,787	531	—		可決 92.74
田中 康明	77,787	531	—		可決 92.74
唐澤 稔	77,774	544	—		可決 92.72
山田 裕一	77,787	531	—		可決 92.74
増田 義弘	77,774	544	—		可決 92.72
安田 昌史	77,772	546	—		可決 92.72
伊藤 正	77,773	545	—		可決 92.72
稲葉 幹次	77,725	593	—		可決 92.66
第4号議案				(注) 3	
深山 智房	77,700	618	—		可決 92.63
水上 洋	77,815	503	—		可決 92.77
Gerhard Fasol [ゲルハルト・ファーソル]	77,818	500	—		可決 92.77
第5号議案	77,975	343	—	(注) 1	可決 92.96
第6号議案	77,994	324	—	(注) 1	可決 92.98

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 当該株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。